

グループホーム みうら富士 ご利用料金表
<令和6年4月1日改正>

« (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 »

基本報酬 介護保険の適用料金 (一日あたりの利用料金)

介護度	基本単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要支援2	760単位	801円	1,602円	2,403円
要介護1	765単位	807円	1,613円	2,419円
要介護2	801単位	845円	1,689円	2,533円
要介護3	824単位	869円	1,737円	2,606円
要介護4	841単位	887円	1,773円	2,660円
要介護5	859単位	906円	1,811円	2,716円

加算・減算一覧

加算/減算名	単位数	算定要件等
初回加算	30単位/日	入居した日から起算して30日以内の期間について算定。 30日を超える病院又は診療所への入院後に再入居した場合も同様とする。
医療連携体制加算 (介護予防を除く)	I (ハ) 37単位/日	・事業所の職員である看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 ・事業所の職員として、看護師を1名以上確保していること。 ・重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
入院時費用	246単位/日	入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することが出来る体制を整えていること。 1月に6日を限度として、所定単位数に代えて算定。
看取り加算 (介護予防を除く)	死亡日45日前～31日前 72単位/日 死亡日30日前～4日前 144単位/日 死亡日前々日・前日 680単位/日 死亡日 1,280単位/日	・医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者であること。 ・看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ隨時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者であること。 ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。
サービス提供体制 強化加算	(I) 22単位/日	以下のいずれかに該当する事 ① 介護福祉士70%以上 ② 勤続10年以上介護福祉士25%以上
生産性向上推進 体制加算	(II) 10単位/月	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデーターの提供（オンラインによる提出）を行うこと。
介護職員等 処遇改善加算	(I) 所定単位の 18.6%を加算	介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算を一本化する。